

大飯発電所4号機の再稼働についての  
滋賀県知事コメント

これまで約40年にわたり原子力発電所の立地を受忍し、電力の安定供給に御協力いただいていた福井県の皆様と、日々、原子力発電所の安全確保等に御尽力いただいている皆様に対し、敬意を表する。

万一、原子力災害が発生した際、その影響を受ける可能性のある本県としては、実効性ある多重防護体制の構築が道半ばであること、使用済核燃料の処理など原子力の「静脈」部分が未整備のままであること、原子力発電所に対する県民の不安が払しょくされていないことから、現状においては、再稼働を容認できる環境にない。

先般、東海第二発電所では、立地自治体以外の30キロ圏内の5市とも再稼働の事前了解を含む協定を締結した。本県としても、万一の原子力災害時には、その影響は県境を越えて拡大し得ることを前提とした原子力安全協定の在り方を追求していく。

また、そもそも再稼働手続については、自治体と事業者との任意の協定ではなく、法令により明確にルール化しておくべきである。

国および原子力事業者には、原子力発電所の万全の安全対策を講ずるとともに、地域になお残る懸念に対して誠意と責任をもって対応されることを強く求める。

さらには、福島第一原発事故後7年を経た現在においても、関係者の御努力にもかかわらず復興は途上であり、事故対応費等のコスト増大などから原子力発電の経済性に揺らぎが生じている。

加えて、原発に依存しないエネルギー政策への国民の意識を踏まえれば、国は、原発に相当程度依存する現在のエネルギー政策をできるだけ早い時期に転換するべきである。

(以上)